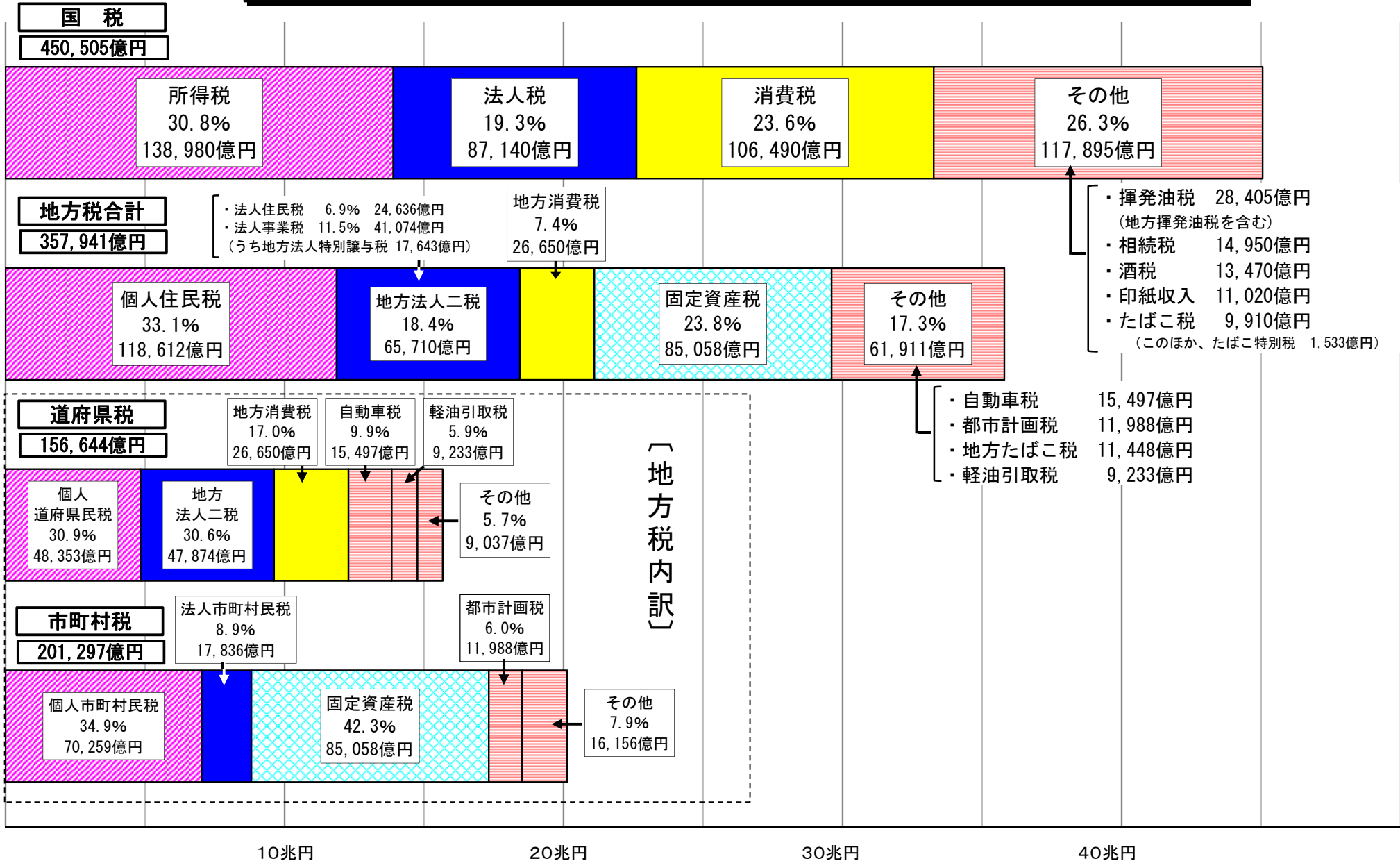


平 25. 8. 5
総 2 - 2

総務省説明資料

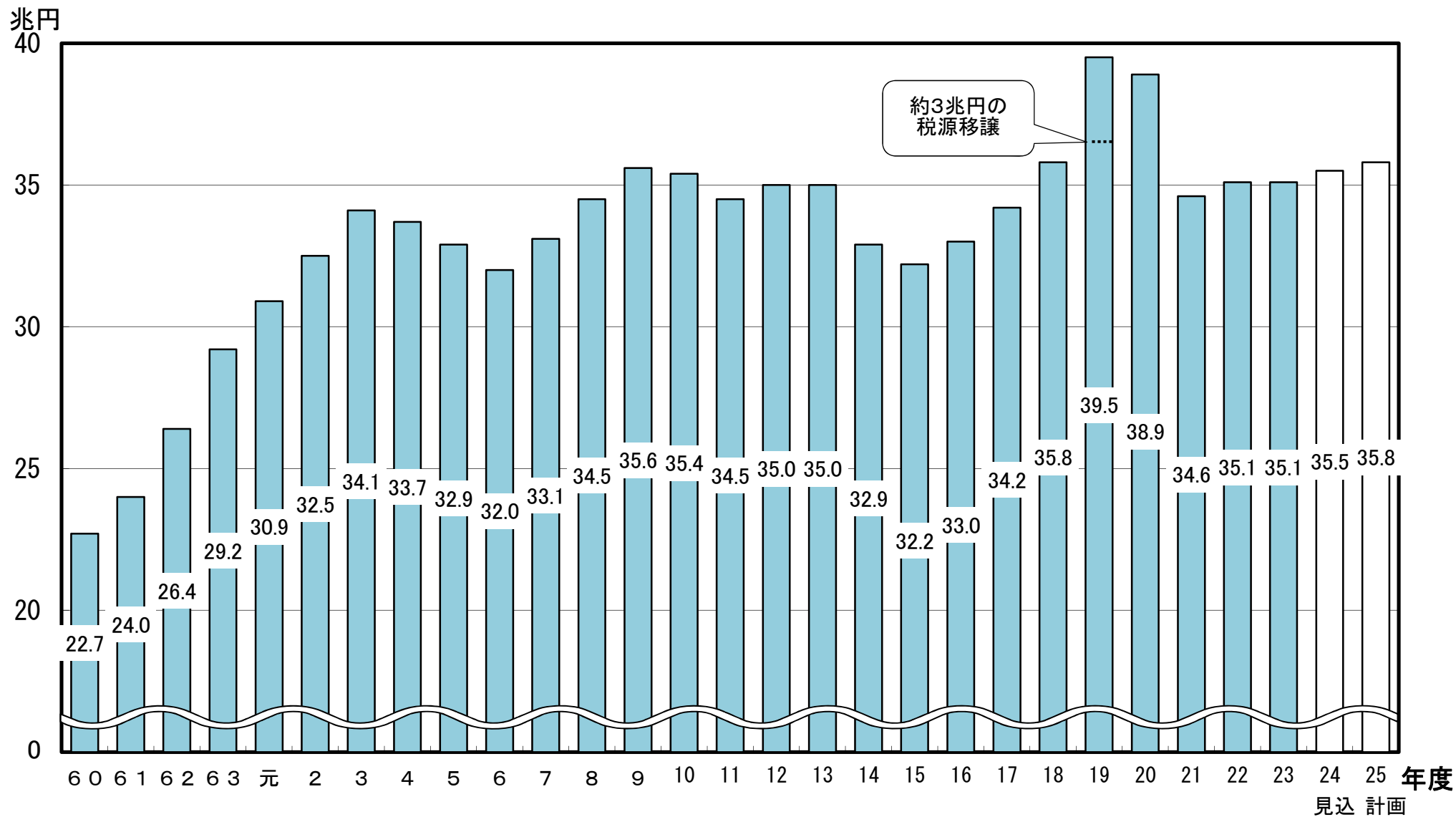
〔地方税財政の現状等について〕

国税・地方税の税収内訳（平成25年度予算・地方財政計画額）



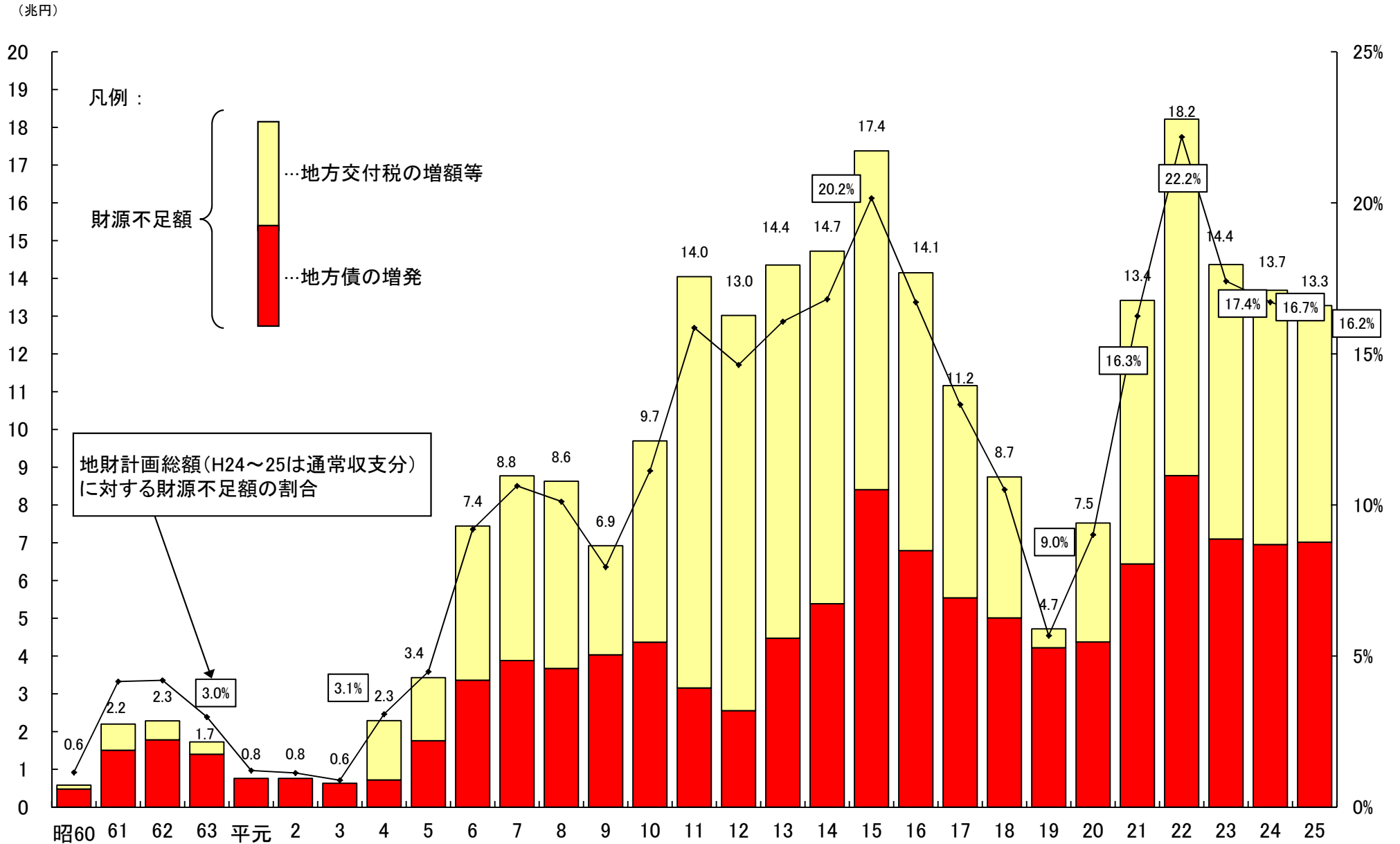
(注) 1 各税目の%は、それぞれの合計を100%とした場合の構成比である。
 2 国税は予算額（特別会計を含む）、地方税は、超過課税及び法定外税を含まない。
 3 国税は地方法人特別税を除いた額、地方税は地方法人特別譲与税を加えた額である。

地方税収(地方財政計画ベース)の推移



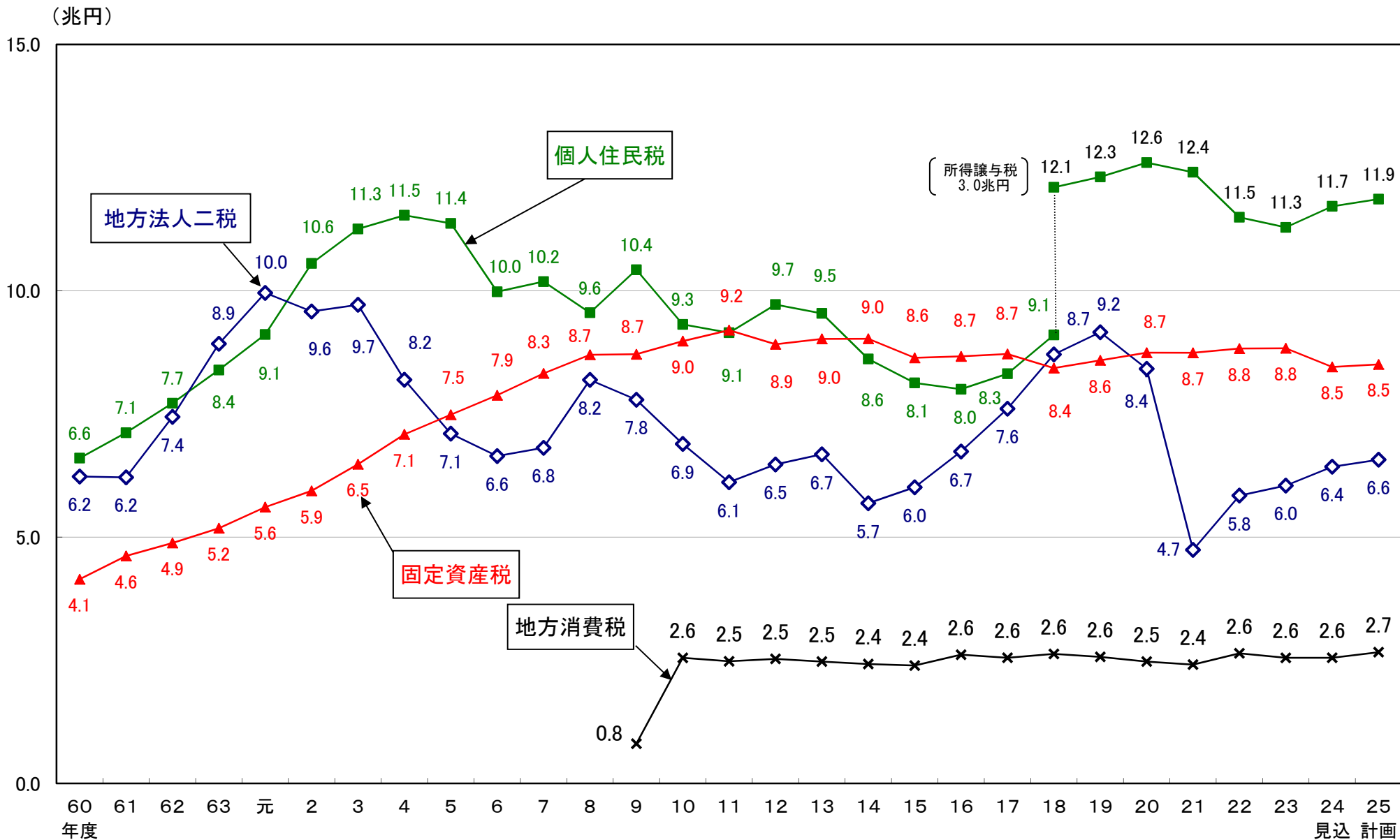
- (注) 1 表中における計数は、超過課税及び法定外税等を含まず、地方法人特別譲与税を含む。
 2 平成23年度までは決算額、24年度は決算見込額、25年度は地方財政計画額である。

地方財政の財源不足の状況



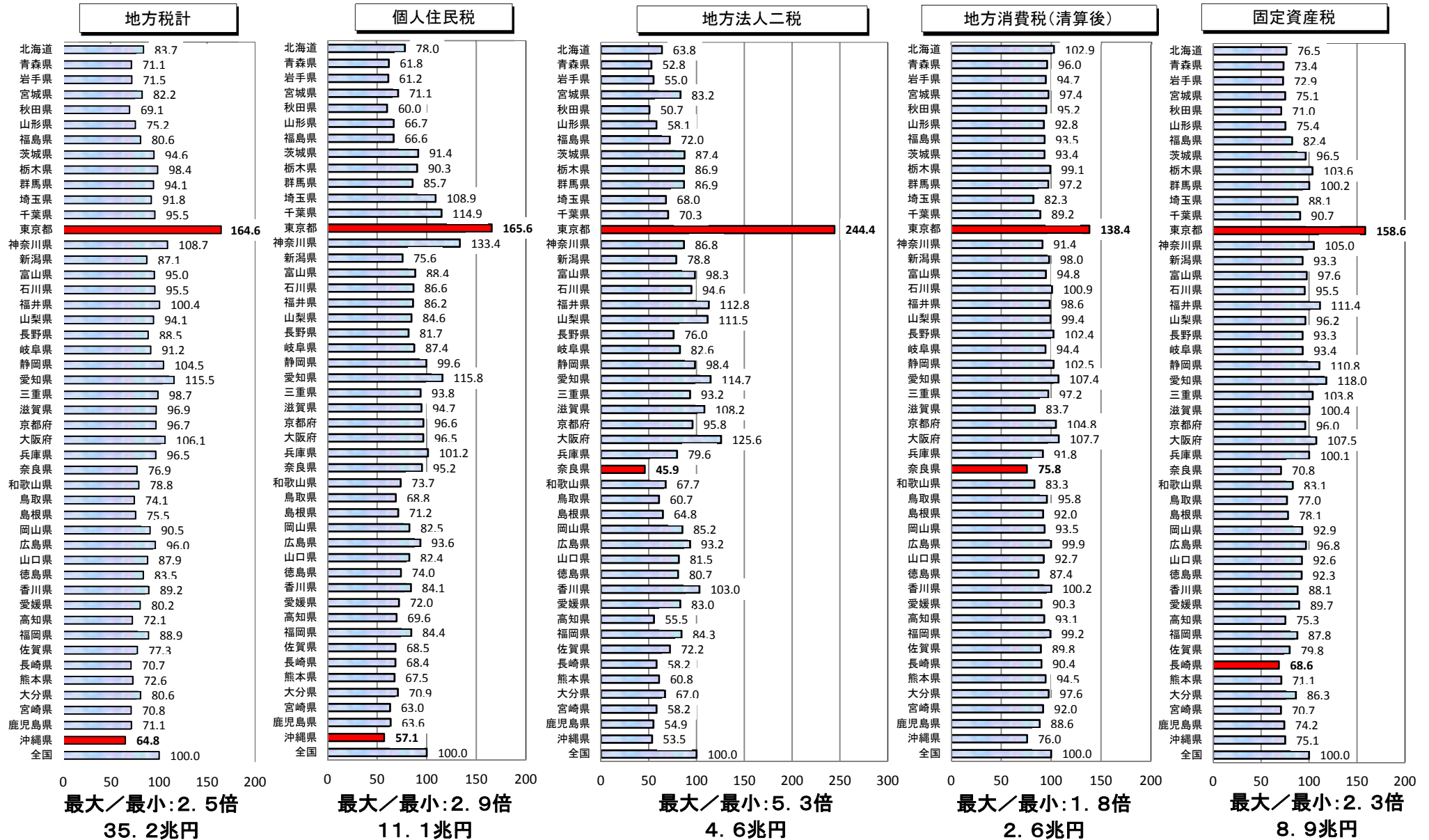
(注) 財源不足額及び補填措置は、補正後の額である(平成25年度は当初)

主要税目（地方税）の税収の推移



(注) 1 表中における計数は、超過課税及び法定外税等を含まず、地方法人特別譲与税を含む。
 2 平成23年度までは決算額、24年度は決算見込額、25年度は地方財政計画額である。

人口一人当たりの税収額の指数(平成23年度決算額)



※「最大/最小」は、各都道府県ごとの人口一人当たり税収額の最大値を最小値で割った数値である。
 (注1) 地方税収計の税収額は、地方法人特別譲与税の額を含み、超過課税及び法定外税等を除いたものである。
 (注2) 個人住民税の税収額は、個人道府県民税(均等割及び所得割)及び個人市町村民税(均等割及び所得割)の合計額であり、超過課税分を除く。
 (注3) 地方法人二税の税収額は、法人道府県民税、法人市町村民税及び法人事業税(地方法人特別譲与税を含まない。)の合計額であり、超過課税分を除く。
 (注4) 固定資産税の税収額は、道府県分を含み、超過課税分を除く。
 (注5) 人口は、平成24年3月31日現在の住民基本台帳人口による。

近年の主な税制の動き（地方税）

	抜本的税制改革(S62・63年度)	税制改革(H6年度)	定率減税等(H10・11年度)	H15年度～	H22年度～
【個人所得】	<ul style="list-style-type: none"> ・個人住民税制度減税 税率の累進構造の緩和 人的控除額の引上げ 配偶者特別控除・特定扶養控除の創設等 (▲1.6兆円) 63、元、2年度～ ・道府県民税利子割の創設 (+0.6兆円) 63年度～ 	<ul style="list-style-type: none"> ・個人住民税制度減税 税率の累進構造の緩和 人的控除額の引上げ 給与所得控除の引上げ (▲1.0兆円) 7年度～ ・特別減税 <ul style="list-style-type: none"> 6年度 ▲1.7兆円 7年度 ▲0.6兆円 8年度 ▲0.6兆円 	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村民税最高税率引下げ (▲0.2兆円) 11年度～ ・特別減税 <ul style="list-style-type: none"> 10年度 (2回分) ▲1.2兆円 	<ul style="list-style-type: none"> ・諸控除の見直し 配偶者特別控除の見直し (+0.3兆円) 17年度～ 高齢者控除の廃止 (+0.1兆円) 18年度～ ・定率減税 (▲1.1兆円) 11～18年度 ・税源移譲 所得税⇒個人住民税 (+3.0兆円) 19年度～ ※所得譲与税の創設 16～18年度 ・道府県民税配当割、株式等譲渡所得割の創設 15年度～ ・公的年金からの特別徴収制度の導入 21年度～ 	<ul style="list-style-type: none"> ・諸控除の見直し 年少扶養控除の廃止、特定扶養控除の見直し (+0.5兆円) 24年度～ 給与所得控除の上限設定 26年度～ 退職所得課税の見直し 24年度～ ・復興財源確保のための税制措置 個人住民税均等割の引上げ (+0.1兆円) 26～35年度
【法人所得】	<ul style="list-style-type: none"> ・国の税率引下げの影響 (▲0.1兆円) 62年度～ (▲0.3兆円) 元、2年度～ 		<ul style="list-style-type: none"> ・法人事業税の税率引下げ、国の税率引下げ・課税ベース拡大の影響 (▲0.1兆円) 10年度～ ・法人事業税の税率引下げ、国の税率引下げの影響 (▲1.0兆円) 11年度～ 	<ul style="list-style-type: none"> ・外形標準課税制度の導入 16年度～ ・分割基準の見直し 17年度～ ・地方法人特別税・譲与税の創設 20年度～ 	<ul style="list-style-type: none"> ・国の税率引下げ・課税ベース拡大等の影響 24年度～
【消費】	<ul style="list-style-type: none"> ・消費譲与税の創設 (+1.1兆円) 元年度～ ・個別間接税の整理 (▲1.1兆円) 元年度～ 	<ul style="list-style-type: none"> ・地方消費税の創設 (+2.4兆円) 9年度～ ・消費譲与税の廃止 (▲1.4兆円) 9年度～ 			
【資産その他】		<ul style="list-style-type: none"> ・土地評価の均衡化・適正化 (宅地の7割評価の導入) 6年度～ ・固定資産税の負担調整措置の見直し 9年度～ 	<ul style="list-style-type: none"> ・法定外普通税の「許可制」を「協議・同意制」に変更 12年度～ 	<ul style="list-style-type: none"> ・固定資産税の負担調整措置の見直し 18年度～ 	<ul style="list-style-type: none"> ・固定資産税の負担調整措置の見直し 24年度～

※ 計数は地方税の増減収見込額(平年度ベース。四捨五入して0.1兆円に満たないものは省略。)

税制抜本改革関係の課題について

【消費税(国・地方)の引上げ】

適用日 区分	現行	平成26年4月1日～		平成27年10月1日～
地方消費税率 ※消費税率換算	1% (消費税額の25/100)	1.7% (消費税額の17/63)		2.2% (消費税額の22/78)
消費税率	4%	6.3%		7.8%
うち交付税分 (法定率)	1.18% (29.5%)	1.40% (22.3%)	H27.4.1～ 1.47% (20.8%)	H28.4.1～ 1.52% (19.5%)
合計	5%	8%		10%
地方分合計	2.18%	3.10%		3.72%

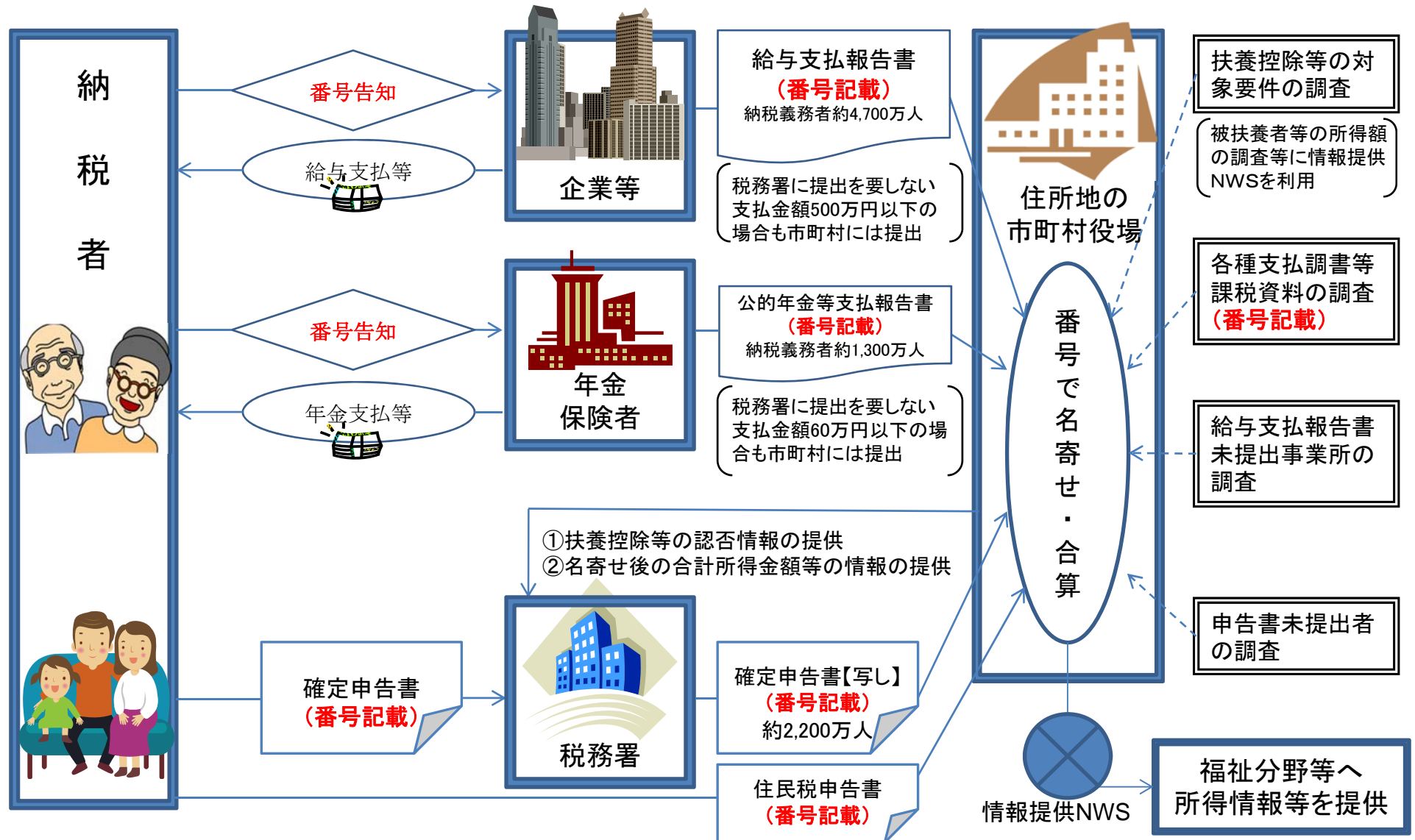
【消費税(国・地方)の引上げを踏まえた検討事項】

今後の消費税率(国・地方)の引上げに関連した主な検討事項は次のとおり。

- 低所得者対策・・・給付付き税額控除、軽減税率、8%時点からの簡素な給付措置を含む
- 円滑かつ適正な転嫁を図るための対策
- 医療、住宅取得、車体課税等のあり方
- 地方法人課税のあり方

社会保障・税番号制度を個人住民税で利用する場合のイメージ

地方税分野では、確定申告書や住民税申告書の情報、給与支払報告書等の資料情報や、市町村の有する住民情報等を、番号をキーとして名寄せ・突合でき、納税者の所得情報をよりの確かつ効率的に把握することが可能となる。



※ 他の税目についても、番号制度導入により、納税義務者の現状把握が効率的に行えるようになることが期待。